

公 募 公 告

水戸法務総合庁舎における自動販売機設置及び維持管理業務を希望する者の募集について、下記のとおり公募する。

令和 7 年 7 月 2 日

法務省所管国有財産部局長

水戸地方検察庁検事正 林 享 男

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名
水戸法務総合庁舎における自動販売機設置及び維持管理業務
- (2) 設置場所
茨城県水戸市北見町 1－1
水戸法務総合庁舎 1 階自動販売機コーナー
- (3) 設置期間
令和 7 年 9 月 2 3 日（火）から令和 1 2 年 9 月 2 2 日（日）までとする。
- (4) 設置台数
飲料用 2 台、食品用 2 台
- (5) 募集者数
1 者

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第 7 0 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 以下の要件に該当すること。
ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条

- 第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと

3 募集要領及び仕様書等の交付

公募への参加を希望する者は、次のとおり、募集要領及び仕様書等の交付を受けること。

なお、募集要領等の交付を受けていない者は、公募に参加することができない。

(1) 交付方法

原則、電子データでの交付とする。

以下の請求先に対し、電子メールにより交付希望の連絡を行い、事後に必ず電話確認をすること。

紙媒体での交付を希望する場合は、電話連絡の上で来庁すること。

(2) 交付期間

本公告の日から令和7年8月1日（金）午後5時まで

(3) 受付時間

平日（土、日及び国民の祝日を除く。）午前8時30分から午後5時まで

(4) 請求先及び問合せ先

〒310-8540 茨城県水戸市北見町1-1

水戸地方検察庁会計課国有財産係（担当 曾田）

電話：029-227-9810

メール：ppo07-kaikeika.wd3@i.moj.go.jp

4 企画提案書等の提出

募集要領及び仕様書に基づき、令和7年8月19日（火）午後5時までに企画提案書等を作成の上、上記請求先に電子データで提出すること。

以 上